平成２１年（フ）第２７５号
三重県四日市市天カ須賀３丁目４番32号
債務者　萩原さゆり
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３２８号
三重県四日市市前田町10番２号
債務者　三輪　　晃
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３８９号
三重県桑名市赤尾台３丁目47番地２　フレンドリーハイツＤ号
債務者　藤田　美恵
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３９５号
三重県員弁郡東員町城山２丁目22番18
債務者　寺尾みつ枝
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４０９号
三重県四日市市ときわ４丁目７番10号　アイリスときわＢ202
債務者　高澤みゆき
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４１６号
三重県四日市市大字泊村966番地
債務者　野堀加久代
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４２４号
三重県三重郡菰野町大字菰野4670番地５
債務者　栗本　峰雄
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４２７号
三重県桑名市長島町大倉１番地198
債務者　門井　良介
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４９４号
兵庫県伊丹市東野４丁目６番地　レイクビューハイツ101号
債務者　森　　亜紀
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第９６５号
兵庫県西宮市鳴尾町５丁目６番18―306号、前住所兵庫県西宮市甲子園四番町13番７―301号
債務者　中島　桂子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１００号
兵庫県西宮市今津大東町１番23―1002号
債務者　原　　美幸
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１６２号
兵庫県尼崎市田能４丁目７番11号
債務者　久保　哲也
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１８６号
兵庫県西宮市森下町８番21―805号、前住所兵庫県西宮市神明町８番２―215号
債務者　中城　照子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１９６号
兵庫県西宮市津門住江町４番５―401号、前住所東京都江戸川区一之江３丁目１番６号サクセス101
債務者　池田　裕司
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４号
兵庫県尼崎市武庫町１丁目45番19号　キューブⅢ201号、前住所兵庫県尼崎市三反田町３丁目６番23―411号
債務者　八木幸一郎
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９２号
兵庫県明石市大久保町谷八木1191―47奥北野宿舎３棟102、旧住所兵庫県明石市魚住町錦が丘１丁目18―18
債務者　長尾　　誠（旧姓山野）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４９３号
兵庫県明石市大久保町谷八木1191―47奥北野宿舎３棟102、旧住所兵庫県明石市魚住町錦が丘１丁目18―18
債務者　長尾　雅祥（旧姓山野）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係